

記事項ヲ至急管下各主要日刊社、經濟新聞雜誌社、船舶業界新聞社、情報通信社等ニ電話通達相成度

追而本件記事取締上、参考事項トセテ

(内示事項)

別紙添付ニ依模圖上参考考ニ供セラルレ度

(注意)

(警視庁、大阪、曼知、福岡、兵庫以外、各府県ニ模圖上参考考ニ供セラルレ度)

記

社文海運國策會社設立ニ関シテハ昨年

十月十五日附ヲ以テ記事不掲載方申入  
置候処近ク東亞海運團策株式会社  
社設立ニ関シ通信當局ヨリ奈表ノ答  
ナルカ右奈表後ト虽奈表以外ノ事項  
ハ当分ノ間之ヲ新聞紙ニ掲載セザル様  
記事編輯上御注意相成度

(別紙)

東亞海運株式会社関係記事取締内示  
~~事務事項~~内示事項

一、記事掲載差支十年事項(但之第二項ニ抵触セザル  
範圍ナルコト)

(1) 高第

(2) 目的

(3) 資本金ノ總額

(4) 本店及支店所在地

(5) 取締役及監査役ノ氏名

(6) 日支間及支那沿岸航路、配船表、運賃等ノ航路施設

二、諸事掲載ニ得ガル事項

(1) 揚子江並ニ珠江、自由航行ノ禁止事

項ニ抵触セザル標注意スルコト

例ハ、廣東、南京、蕪湖、漢口等ノ支

店に因る事業場一切掲載セザルコト

(2) 廣東航路に因る一切掲載セザル

コト(南支航路ト為ス程度ハ差支ナシ)

本会社ト

(3) 支那新政権、支那船舶会社、華

僑等トノ関係ハ一切掲載セザルコト

(4) 東亞海運株式會社、將來ニ於ケル資

本計畫、事業計畫、建設計畫

內務省

(船舶ノ建造、碼頭ノ築造計畫等)  
新航路南設計畫、本格會社ニ改  
組ノ問題等ハ一切掲載セザルニト

東亞海運株式會社設立ニ關スル記事掲載  
禁止解除事項

一、商號

二、目的

三、資本ノ總額

四、本店及支店所在地

五、取締役及監査役ノ氏名

六、目支間及支那沿岸航路ノ配船表、運賃等ノ航路施設

逓信省管船局總務課長  
逓信書記官 新谷寅三郎

遞信當局談

東亞に於ける本邦  
支那を中心とする海運業の統制強化に關しては當局に於ても多大の  
關心を有し多年之が指導に努め來つたのであるが今般我國に於ける  
諸海運會社が其の經營航路竝に之に附隨せる諸施設を現物出資し東  
亞海運株式會社を設立するに至つたことは本邦の對支海運經營整備  
上極めて有意義なことであつて洵に欣快に堪えない次第である。謂  
ふ迄もなく東亞新秩序の建設に當つては交通網の整備擴充を圖るこ  
とが喫緊の要務とせらるる處であつて今後日支提携の實を實げ政治、  
經濟、文化の各方面に亘る互助聯繫を一層緊密ならしめんが爲には  
兩國の交通連絡路を整備擴充することが最も緊要である。本會社の  
設立は右の重要使命の遂行に應へんとするものであつて日支間及支  
那に於ける海上交通路は右の如き本邦海運の綜合力に依り急速に整  
備せられ從來の面目を一新し得るものと信ずる次第である。當局に  
於ても今後本會社を適切に指導監督し興亞の大業完成に萬遺憾無き



を期する様措置する方針である。

同社の組織及事業目的の概要は次の如きものである。

一名 東亞海運株式會社

二 本店所在地 東京市

三 資本金 金七千三百萬圓

四 目的 (イ) 日支間、支那沿岸、支那外國間等に於ける海運業

(ロ) 碼頭、倉庫業

(ハ) 附帶事業の經營竝に關係事業に對する投資

五 役員の名

六 經營航路

(イ) 内地 | 天津

(ロ) 内地 | 青島

(四)	(五)	(明)	(伊)	(北)	(南)	(南)	(二)	(一)
大	天	天	大	臺	臺	臺	內	內
連	津	津	連	灣	灣	灣	地	地
南	南	上	北	南	天	上	南	上
支	支	海	支	支	津	海	支	海

遞信省

...

# 手配票

長  
官  
手  
配  
票

香 川	廣 島	石 川	新 潟	北 海 道	宮 城	福 岡	愛 知	大 阪	警 視 廳	電 話 先 話	
月 日 後前 時 分	月 日 後前 時 分	月 日 後前 時 分	月 日 後前 時 分	月 日 後前 時 分	月 日 後前 時 分	月 日 後前 時 分	月 日 後前 時 分	月 日 後前 時 分	月 日 後前 時 分	通 牒 日 時	
						香 川	南 部	宮 田	飯 田	受 信 者 氏 名	
						西 本	野 尾	長 根	塩 田	取 扱 者 印	
各 殖 民 地 當 該 官		各 廳 府 縣 警 察 部 長		發 信 先		電 報 手 配		憲 兵 司 令 部		電 話 通 報 先	
								東京 都 市 遞 信 局		警 電 一〇〇五番	
月 日 後前 時 分		月 日 後前 時 分		月 日 後前 時 分		月 日 後前 時 分		月 日 後前 時 分		通 報 日 時	
取 扱 者 印		取 扱 者 印		取 扱 者 印		取 扱 者 印		野 口		氏 名	
								長 根		取 扱 者 印	

八社指考

通	河	朝	日	讀	報	國	都	中
先	盟	日	日	賣	知	民	都	外
至自座 二二五 一一七 二二 二二 五一	至自ノ 〇〇内 一一二 四三三 一一	至自ノ 〇〇内 三三二 三二二 一一	至自ノ 〇〇内 三三二 三二二 一一	・京 至自橋 一一五 一一六 一一 九〇	丸 至自ノ 〇〇内 五五二 六五三 一一	銀 至自座 五五五 五五七 五五 九〇	銀 至自座 三三五 三三七 一一七 〇〇 九一	茅 至自場 一一六 五五六 五五 三
八月	八月	八月	八月	八月	八月	八月	八月	八月
14日	14日	14日	14日	14日	14日	14日	14日	14日
後前 6時 4分	後前 6時 5分	後前 6時 5分	後前 6時 5分	後前 6時 5分	後前 6時 5分	後前 6時 5分	後前 6時 5分	後前 6時 5分
受信者名 小西木	酒井	山本	山本	山本	山本	山本	山本	山本
以披者印 塩瀬	西本	中西	中西	中西	中西	中西	中西	中西

檢第三六號

昭和十四年八月四日

內務省警保局圖書課長

警視廳特高部長殿

大阪、愛知、福岡、兵庫  
各廳府縣警察部長殿

新聞記事取締ニ關スル件

昨年十一月十五日附ヲ以テ主要日刊紙へ電話指導方通牒ノ對支海運國策會社設立ニ關スル件ニ付近ク遞信當局ヨリ發表ノ筈ナルガ右發表後ト雖發表以外ノ事項ハ之ヲ新聞紙ニ掲載シ得ザルニ付左記事項ヲ至急管下各主要日刊紙、經濟新聞雜誌社、船舶業界新聞社、情報通信社ニ對シ電話通達相成度  
追而本件記事取締上ノ參照事項トシテ別紙內示事項ニ付ニ付檢關上參

考ニ供セラレ度

◎注意 〔警視廳、大阪、愛知、福岡、兵庫以外ノ各廳府縣ハ檢閲上參考ニ供セ

ラレ度〕

記

對支海運國策會社設立ニ關シテハ昨年十一月十五日附ヲ以テ記事不掲  
載方申入置候處近ク東亞海運國策株式會社設立ニ關シ遞信當局ヨリ發  
表ノ旨ナルガ右發表後ト雖發表以外ノ事項ハ當分ノ間之ヲ新聞紙ニ掲  
載セザル様記事編輯上御注意相成度

(別紙)

東亞海運株式會社關係記事取締ニ關スル内示事項

一 記事掲載差支ナキ事項 (但シ第二項ニ牴觸セザル範圍ナルコト)

(1) 商號

(2) 目的

(3) 資本ノ總額

(4) 本店及支店所在地

(5) 取締役及監査役ノ氏名

(6) 日支間及支那沿岸航路ノ配船表、運賃等ノ航路施設

二 記事掲載シ得ザル事項

(1) 揚子江並ニ珠江ノ自由航行ノ禁止事項ニ牴觸セザル様注意スルコト

例へハ廣東、南京、蕪湖、漢口等ノ支店ニ關スル事項ハ一切掲載

セザルコト

(2) 廣東航路ニ關シテハ一切掲載セザルコト (南支航路ト爲ス程度ハ差支ナシ)

極  
致

(3) 本會社ト支那新政權、支那側船會社、華僑等トノ關係ハ一切擔  
載セザルコト

(4) 東亞海運株式會社ノ將來ニ於ケル資本計畫、事業計畫、建設計  
畫（船舶ノ建造、碼頭ノ築造計畫等）、新航路開設計畫、本裕  
會社ニ改組ノ問題等ハ一切擔載セザルコト



157

月送受及號局議合

日月付受及號局管主

丙

第 號	第 號	第 號	第 號	第 號	第 號	第 號	第 號	第 號
送受	送受	送受	送受	送受	送受	送受	送受	送受
月	月	月	月	月	月	月	月	月
日	日	日	日	日	日	日	日	日

案起

昭和十四年八月八日

施行 月 日

局長



圖書課長

事務官



理事官



內務省警保司圖書課長

警視廳特別高等警察部長殿

各廳府縣警察部長殿

新聞記事取締ニ關スル件

主任



日	
第	第
號	號
送受	送受
月	月
月	月
日	日

汪精衛ハ明九日夜廣東ニ於テ「ラ

チオ」放送ヲ爲ス趣ナルガ今回ニ限

リ放送ノ日時並場所（並ニカテ定）ニ關スル記事

掲載差支無之ニ付此ノ旨至急ニ管

下各主要日刊社（電話）ニ通達相成度

内務省

# 手配票

香川	廣島	石川	新潟	北海道	宮城	福岡	愛知	大阪	警視廳	電話先									
月 日 後前 時 分	月 日 後前 時 分	月 日 後前 時 分	月 日 後前 時 分	月 日 後前 時 分	月 日 後前 時 分	月 日 後前 時 分	月 日 後前 時 分	月 日 後前 時 分	月 日 後前 時 分	通牒日 時									
						香川	後	高田	清水	受信者 氏名									
						西	生	公	日	取扱者印									
<b>電報手配</b>																			
各殖民地當該官		各廳府縣警察部長		發信先		貴族院委員課 <small>北村</small>		衆議院速記課 <small>鈴木</small>		拓務省警務課		內閣情報部		東京都市遞信局		憲兵司令部		電話通報先	
						銀座 四一三一番		銀座 三八九〇番		自五、二三一 至五、一三九番		省內電話 五四〇番		直通電話又ハ 赤坂三六七番		警電 一〇〇五番			
月 日 後前 時 分		月 日 後前 時 分		月 日 後前 時 分		月 日 後前 時 分		月 日 後前 時 分		月 日 後前 時 分		月 日 後前 時 分		月 日 後前 時 分		月 日 後前 時 分		通報日 時	
																		受信者 氏名	
																		取扱者印	



事務官

内務省

弥外

昭和十四年八月五日

内務省警保局圖書課

警視庁検閲課  
各庁府縣特高課  
市申

左記書類中謄植ノ箇所ヲ發見シタルニ付  
可然申討正相煩度

記

一、本月参日附檢第三四號新聞記事取締

二、同スル件三ノ(2)「現在地」トアルヲ「現

任地」ト奇正

一、本月四日附檢第三六號新聞記事取締

158

福岡(往永)

遷和(天野)

大及(津田)

英(池田)

トアールヲ「東亞海運株式會社」ト訂正  
三関スル件<sup>左部</sup>「東亞海運國策株式會社」<sup>内務省</sup>

檢第三四號

昭和十四年八月三日

內務省警保局圖書課長

警視廳特高部檢閱課長殿  
各廳府縣警察部特高課長殿

新聞記事取締ニ關スル件

陸軍關係ノ進級並ニ異動記事ノ取扱ニ關シテハ概ネ左記標準ニ依リ取締ヲ爲ス方針ニ付記事檢閱上參考ニ供セラレ度

記

一、新任地又ハ舊任地ノ何レカ一方ノミヲ記載シ左例程度ノ異動記事ハ異動ノ發表ナキ場合ト雖掲載差支ヘナシ

(例) 何某中將ハ今回○○ニ榮轉スルコトトナリ何某市長主權ノ下ニ送別會ヲ開催シタ。

(例) (現地ニ活躍中ナリシ) 何某少將ハ本日官民多数ノ出迎ヲ受ケ  
何驛着列車ニテ着任シタ。

(例) 何某大佐ハ現地某要職(大佐以下ノ場合ニ限ル)ニ榮轉スル  
コトトナリ本日官民多数ノ見送リヲ受ケ任地ニ向ケ出發シタ。  
二、師團長、旅團長、聯隊長等ノ職名及所屬部隊名ヲ記載シタル異動記事  
ハ發表ナキ限り掲載スルヲ得ズ。但シ師團長、留守師團長又ハ師團  
留守司令官ノ場合ハ師管徵兵官ノ肩書ヲ用ヒテ記載スルハ差支ヘナ  
シ。  
尙大佐以下ノ場合ニ於テハ部隊長若ハ階級ノ何レカノ一方ヲ用ヒテ  
記載スルハ差支ヘナシ。

(不可例)

第何師團(長) 何某中將ハ今回○○ニ榮轉不日出發スル等。

(差支ヘナキ例)

何某部隊長(大佐以下ノ場合ニ限ル)ハ官民多数ノ出迎ヲ受  
ケ本日何驛着列車ニテ着任シタ。

三、現地ニ在ル將校ノ進級異動記事ハ概ネ左ノ場合ハ掲載差支ナシ

(1) 異勤ノ場合新任地ノ發表アリタル者ニ付テハ内地港海上陸以前ト

雖モ現任地ヲ明示セズ單ニ榮轉ノ事實ヲ掲載スルハ差支ヘナシ。

(2) 現地ニ在ル將校ニシテ新ニ進級セルモノハ單ニ進級ノ事實ヲ記載スルハ差支ヘナキモ部隊長ト階級トヲ併記シ又ハ現在地ヲ明示スルコトヲ得ズ。

與待命ニ付テハ發表ナキ限り之ヲ掲載スルコトヲ得ズ。



檢第三六號

昭和十四年八月四日

內務省警保局圖書課長

警視廳特高部長殿  
大阪、愛知、福岡、兵庫  
各廳府縣警察部長殿

新聞記事取締ニ關スル件

昨年十一月十五日附ヲ以テ主要日刊紙へ電話指導方通牒ノ對支海運國策會社設立ニ關スル件ニ付近ク、遞信當局ヨリ發表ノ管ナルガ右發表後ト雖發表以外ノ事項ハ之ヲ新聞紙ニ掲載シ得ザルニ付左記事項ヲ至急管下各主要日刊紙、經濟新聞雜誌社、船舶業界新聞社、情報通信社ニ對シ電話指導相成度  
追而本件記事取上ノ參照事項トシテ別紙內示事項添付ニ付檢閱上參

考ニ供ヒラレ度

◎注、意 警視廳、大阪、愛知、福岡、兵庫以外ノ各縣府縣ハ檢關上參考ニ供セ  
ラレ度

記

對支海運國策會社設立ニ關シテハ昨年十一月十五日附ヲ以テ記事不揚  
運方申入置候處近ク東亞海運株式會社設立ニ關シ通信當ヨリ發  
表ノ旨ナルガ右發表後ト雖發表以外ノ事項ハ黨分ノ間之ヲ新聞紙ニ  
載セサル線記事網紙上細注意相成度

(別紙)

東亞海運株式會社關係記事取締ニ關スル内示事項

一 記事掲載差支ナキ事項 (但シ第二項ニ牴觸セザル範圍ナルコト)

(1) 商號

(2) 目的

(3) 資本ノ總額

(4) 本店及支店所在地

(5) 取締役及監査役ノ氏名

(6) 日支間及支那沿岸航路ノ配船表、運賃等ノ航路施設

二 記事掲載シ得ザル事項

(1) 揚子江並ニ珠江ノ自由航行ノ禁止事項ニ牴觸セザル様注意スルコト

例へハ廣東、南京、蕪湖、寧口等ノ支店ニ關スル事項ハ一切掲載セザルコト

(2) 廣東航路ニ關シテハ一切掲載セザルコト (南支航路ト爲ス程度ハ差支ナシ)

(3) 本會社ト支那新政權、支那側船會社、華僑等トノ關係ハ一切擔  
載セザルコト

(4) 東亞海運株式會社ノ將來ニ於ケル資本計畫、事業計畫、建設計  
畫（船舶ノ建造、碼頭ノ築造計畫等）、新航路開設計畫、本裕  
會社ニ改組ノ問題等ハ一切擔載セザルコト

159

月送受及號局議合

日月付受及號局管主

第	第	第	第	第	第	第	第	第
號	號	號	號	號	號	號	號	號
送受	送受	送受	送受	送受	送受	送受	送受	送受
月	月	月	月	月	月	月	月	月
日	日	日	日	日	日	日	日	日

丙

施行

八月十一日

案起 昭和十四年八月十一日

檢第三八號

主任

局長

圖書課長

事務官

理事官

內務省警保局圖書課長

警視廳特高部長  
各廳府縣警察部長 宛

新聞記事取締ニ関スル件

日	
第	第
號	號
送受	送受
月	月
日	日

支那事變論功行賞ニ付テハ御裁  
可アリタル後賞勲局及關係各  
省ニ於テ同時刻之新聞社（記者  
俱樂部）ニ新聞発表原稿ヲ  
豫メ内示シ置キ其ノ翌々日午ニ則  
零時ヲ以テ正式発表時刻ト爲

内 務 省

之古時刻以後之於之發行スル新聞紙  
ニ掲載セシムルコトト相成候ニ付左  
記ノ通り管下各主要日刊社ニ御通  
達相成度

当市町村等ニ於テ正式発表以前ニ  
公示スルガ如キコトナキ様關係方  
面ニ可然御連絡相成度

記

爾今支那事變論功行賞之際、之ハ  
當局ヨリ正式発表アル迄之ガ豫報  
記事ト雖<sup>モ</sup>之ヲ新聞紙ニ掲載セザ  
ル様記事編輯上御注意相成度  
追而賞與局及關係各省ヨリ發  
表事項ノ内示アリタル時ハ其ノ要



内務省

今日ノ午前零時ヲ以テ正式発表時  
刻卜定メタルニ付為念

論功行賞新聞發表ニ關スル件

記

一、賞勳局ハ内示時刻ヲ關係各省ニ通報シ双方同時刻ヲ以テ新聞社（記者俱樂部）ニ内示ス

一、正式發表ハ内示ノ翌々日ノ午前零時トス

一、正式發表ノ時刻以前ニ發行スル新聞紙ニ於ケル右内示事項ニ關スル一切ノ掲載、豫報又ハ放送ハ之ヲ爲スコトヲ禁止ス

件

圖書課長

事務官

理事官

八月十八日午後一時

内務省

共覽

兵庫縣電話報告

姫路第十師團(篠塚部隊)各部隊ハ未ル九月十五日ヨリ向フ

一週間乃至十日ノ間ニ皈還(作戰上ノ必要ニ基ク復員)スル部

ナリ、皈還部隊名、部隊長等左記ノ通ニ有之、

右報告ス、

記

姫路第十師團 (師團長 中将 篠塚義男)

歩兵第八旅團 (姫路) (旅團長 少将 岡田 資)

第廿九聯隊 (姫路) || 原田部隊 (<sup>部隊長</sup> 原田 義知)

第四十聯隊 (鳥取) || 庄司部隊 (<sup>庄司</sup> 巽)

歩兵第廿三旅團 (岡山) (旅團長 少将 瀨谷 啓)

第十聯隊 (岡山) || 毛利部隊 (<sup>部隊長</sup> 毛利 末廣)

第六十三聯隊 (松江) || 堤 部隊 (<sup>堤三樹男</sup>)

騎兵第十聯隊 (姫路) || 桑田部隊 (<sup>桑田貞三</sup>)

野砲兵第十聯隊 (姫路) || 谷口部隊 (<sup>谷口春次</sup>)

輜重兵第十聯隊 (姫路) || 塚本部隊 (<sup>塚本松太郎</sup>)

工兵第十聯隊 (岡山) || 浅海部隊 (<sup>浅海 誠</sup>)

衛生 隊 (姫路) || 牛内部隊

圖書課長

事務官

理事官

東京八社非公式電話指導

八月十八日付報知新聞所載、政府が

對歐外交措置不成立、際更ニ他ノ

對策ヲ考慮シアルハ如キ記事取扱ハ

外交々涉上面白カラズト認ナラレ、ニヨ

リ記事編輯上御注意相成度

八月十八日

内務省

八月十八日付 報知新聞 五拾八番 漢 二千二百 次 五拾五

八 指 導

中外	都	國民	報知	讀賣	日日	朝日	同盟	通
至自 一五六 五五三 五三一	至自座 三三五 一一七 〇〇九 一一	至自座 五五五 五五七 五五九 九〇	至自ノ 〇〇内 五五二 六五三 一一	至自橋 一一五 一一六 一一九 九〇	至自ノ 〇〇内 三三二 三二三 一一	至自ノ 〇〇内 一一二 四三三 一一	至自座 二二五 一一七 二二二 二二五	先
、 月 、 日 後前 8時 40分	、 月 、 日 後前 8時 38分	、 月 、 日 後前 8時 35分	、 月 、 日 後前 8時 32分	、 月 、 日 後前 8時 30分	、 月 、 日 後前 8時 28分	、 月 、 日 後前 8時 25分	8 月 18 日 後前 8時 30分	通 話 日 時
高 井	梅 魚	山 内	小 沢	波 田	大 塚	酒 井	丸 山	受 信 者 名
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	道 幸	取 扱 者 印

162  
103

圖書

課長  
事務官

八月十九日午後三時

内務省

海軍省馬場少佐電話

理事官

小笠原群島中ノ鳥島ハ煤炭ノ宝アリ

目下噴煙中ノ趣ナルガ右記事ノ取扱ニ

当リテハ海軍施設ニ関スル事項(宇真共)

ハ暴露路ヤシメザル様取締相燭度

尚改メテ各社指導必要ハ無之ニ付申候也

圖書課長



事務官



理事官



八月廿一日

内務省

起案



東京廿社、滋賀報通社、大阪三社、慶知及福岡各四社  
電話指導案

歐洲對處策ニ南聯ニテ代表使節ヲ派遣スルヤニ南ス  
ル件ハ當分ノ間一切之ヲ新聞紙ニ掲載セハル様記事編  
輯上御注意相成度。



八社外及情報通信社「導」指導

中外	都	國民	報知	讀賣	日日	朝日	同盟	近話先
至自 一五六 五五三	至自座 三三五 一一七 〇〇九	至自座 五五五 五五七 五五九	至自ノ 〇〇内 五五二 六五三 一一一	至自橋 一一五 一一六 一一九	至自ノ 〇〇内 三三二 三二三 一一一	至自ノ 〇〇内 一一二 四三三 一一一	至自座 二二五 一一七 二二五	通話日時
〃月〃日 後10時 45分	〃月〃日 後10時 40分	〃月〃日 後10時 37分	〃月〃日 後10時 35分	〃月〃日 後10時 55分	〃月〃日 後10時 50分	8月21日 後10時 32分	8月21日 後10時 30分	受信者名
佐久間	笠井	里内	猪股	川田	大塚	太田	岩本	取扱者印
〃	〃	〃	中西	〃	〃	〃	岡	

加 指 導

# 手配票

香川	廣島	石川	新潟	北海道	宮城	福岡	愛知	大阪	警視廳	電話 先話									
月 日 後前 時 分	月 日 後前 時 分	月 日 後前 時 分	月 日 後前 時 分	月 日 後前 時 分	月 日 後前 時 分	月 日 後前 時 分	月 日 後前 時 分	月 日 後前 時 分	月 日 後前 時 分	通 牒 日 時									
						豊田	後藤	松浦	村山	氏受 信者 名									
									岡	取 扱 者 印									
電 報 手 配																			
各殖民地當該官		各廳府縣警察部長		發 信 先		貴族院委員課 村北		衆議院速記課 木鈴		拓務省警務課		內閣情報部		東京都市遞信局		憲兵司令部		電話 通報 先	
						銀座 四一三番		銀座 三八九〇番		自五、一三九 至五、一三九		省內電話 五四〇番		直通電話又ハ 赤坂三六七番		警電 一〇〇五番			
月 日 後前 時 分	月 日 後前 時 分	月 日 後前 時 分	月 日 後前 時 分	月 日 後前 時 分	月 日 後前 時 分	月 日 後前 時 分	月 日 後前 時 分	月 日 後前 時 分	月 日 後前 時 分	月 日 後前 時 分	月 日 後前 時 分	月 日 後前 時 分	月 日 後前 時 分	月 日 後前 時 分	月 日 後前 時 分	月 日 後前 時 分	月 日 後前 時 分	月 日 後前 時 分	通 報 日 時
														芥沢				氏受 信者 名	
														五				取 扱 者 印	

圖書課長

八月二十二日

内務省

事務官

理事官

東京二十社、大阪三社、愛知及福岡各四社

電話指導案

独蘇不可侵條約締結ニ關係之政

府ニ於テ對政策ヲ再檢討スルニ意

見一致セリト為スガ如キ記事取扱

ヲ為ス向アルニ如斯決定的印象

内務省

ヲ與フルガ如キ記事ハ当分ノ間之  
ヲ新聞紙ニ掲載セザル様記事編  
輯上御注意相成度

# 手配票

電 話 先	通 牒 日 時	受 信 者 氏 名	取 扱 者 印	電 話 通 報 先	通 報 日 時	受 信 者 氏 名	取 扱 者 印
警視廳	8月22日 前7時15分	中島	尾花	憲兵司令部 <small>警電 一〇〇五番</small>	8月23日 前10時30分	駒井	中西
大阪	8月22日 前7時40分	市川	安生	東京都市遞信局 <small>直通電話又ハ 赤坂三六七番</small>	8月22日 前7時40分	佐友	日名
福岡	8月22日 前7時20分	土屋	リ	内閣情報部 <small>省内電話 五四〇番</small>	8月23日 前10時37分	尾花	中西
宮城	8月22日 前7時15分			拓務省警務課 <small>銀座 自五、一三一至五、一三九番</small>	8月23日 前10時37分		
北海道	8月22日 前7時15分			衆議院速記課 <small>銀座 三八九〇番</small>	8月23日 前10時37分		
新潟	8月22日 前7時15分			貴族院委員課 <small>銀座 四一三一番</small>	8月23日 前10時37分		
石川	8月22日 前7時15分			電 報 手 配			
廣島	8月22日 前7時15分			發 信 先	發 信 日 時	取 扱 者 印	
香川	8月22日 前7時15分			各廳府縣警察部長	月 日 後前 時 分		
				各殖民地當該官	月 日 後前 時 分		

通 話 先	同 盟	朝 日	日 日	讀 賣	報 知	國 民	都	中 外
銀座 至自 二二五 一一七 二二 二二 五一	丸ノ内 至自 〇〇 一一二 四三三 一一	丸ノ内 至自 〇〇 三三二 三三三 一一	京橋 至自 一一五 一一六 一一 九〇	丸ノ内 至自 〇〇 五五二 六五三 一一	銀座 至自 五五五 五五七 五五 九〇	銀座 至自 三三五 一一七 〇〇 九一	茅場 至自 一一六 五五六 五五 三一	
8月 22日 後前 七時 五分	月 日 後前 七時 五分	月 日 後前 七時 五分	月 日 後前 七時 五分	月 日 後前 七時 五分	月 日 後前 七時 五分	月 日 後前 七時 五分	月 日 後前 七時 五分	月 日 後前 七時 五分
三浦	末次	大西	海	小糸	坪内	野澤	佐久	
字生								字生

受信者名  
取扱者印

内務省

陸軍省 陸軍部 福山 中経電

八月廿三日午後三時

由内務省 陸軍部 福山 中経電  
勅令 陸軍部 福山 中経電

以独り不侵 皇 条白 二 係 多 ハ 来 多 公 報 十 七  
公 報 ア レ 心 政 府 ト シ 多 皇 帝 表 示 二 心 寄 多  
来 上 途 ハ 各 者 一 意 見 是 表 示 二 差 知 二 様  
以 從 多 政 府 助 一 意 見 二 係 多 ハ 觀 測 二 様  
皇 揚 裁 七 廿 二 様

右 通 了 申 報 ア リ 陸 軍 上 下 及 全 意 見 二 様  
左 通 了 新 子 兵 一 出 給 多 皇 帝 表 示 二 様

独ソ不可侵奪の締結ニ對スルニ帝皇政府ノ  
外交施策ヲ周スルニ動向ヲ示峻スルニ如キ  
規則記事ハ尙ホノ旨措裁トナシ



内務省

外務省（杉井事務官）電出（八月廿三日）

対欧策及独ソ通商条約並ニ独ソ不  
侵条約問題ニ関連スルニ新情勢ノ取  
扱ニ当リテ杉井快喜モタル所又  
策ニ関シテハ一節之ヲ新了也ニ措  
裁セ  
切ニ様  
迄持等相成度

# 王急報

同盟 外信 第一號 十四年八月廿二日

「同報濟」

A X

◎獨ソ不可侵條約締結決定

ベルリン廿一日發同盟至急報 D N B 通信社

は廿一日夜獨ソ兩國政府は今回不可侵條約を締結するに決定、リツメントロツプ外相は來る廿三日モスクワに赴く旨發表した

前 八。五五 ラ

圖書課長

事務官

理事官

參考

内務省

東京朝日新聞(山田) 電話 受西千

ロンドン特派員(二十一日午前八時四十分受)

當市への確報に依りは「独逸」と「聯」は  
不可復條約を締結することに決定し此  
の旨今夜独逸より正式發表あり

内務省

リツポイントロツプ外相は條約締結の爲

モスコーに<sup>電</sup>夢する

讀売新報社情報（伯林特電）

通商協定ヲ締結シテ在在界ノ恠意ヲヒイタ

独ノ西忠ニ十一日更ニ不可侵條約ヲ締結

スルニ意見一致シD、N、B通信社ニ二十日

夜リフパントロツク独外相が協定締結ノ爲

ニ十三日急遽モスクワニ赴クコトニナラタ

首登表ニシタ

内務省

東京日日新<sup>社</sup>入電

(八月廿二日)

(ベルリン特電)

独逸政府ハ廿一日<sup>九</sup>ノ如キ「コンミニユケ」ヲ発表シタ

コンミニユケ

独、ソ兩國政府ハ相互不可侵條約ヲ締結スル

コトニ決シ、独逸外相ハ右使命ヲ帯ビテ廿三

日「モスクワ」ニ向フ事ニナツタ。

圖書課機

事務官

理事官

陸軍省 福山中佐 電話

(八月三日午前十一時五十分)

獨ソ不の侵條的締結ニ関スル公電カ

陸軍省ニ到着、仍テ陸軍次官ハ

日英防共協定ニ就テモ全面的ニ考ヘ

直サネバナラヌトノ意味ノ表表ヲ

内務省

借覽

内務省

為らタリトノ情報アリタニ又右ハ全  
シテマニシテ陸軍一省ニハ之ニ関スル公電  
モ無ク從ツテ陸軍一省官ノ誤認等モ  
之ニ付斯ル報導ニ對シテハ申取  
相成ヌ



圖書課長

八月二十五日

内務省

事務官

理事官

東京八社(警視庁ハ經濟關係主要新聞雜誌、主  
要通信、情報通信ハ元通達)  
大阪三社、愛知及福岡各四社

電話指導立案

滿鐵増次員及之ニ関聯スル滿洲國國鐵、  
同社鐵ノ經營ニ関スル記事ハ當分ノ  
間當局発表以外之ヲ新聞紙ニ掲

内務省

載セザル様関係当局ヨリ申越、次第  
又有三候ニ付記事編輯上御注意  
相成度

# 手配票

香川	廣島	石川	新潟	北海道	宮城	福岡	愛知	大阪	警視廳	電話先話	
月 日 後前 時 分	月 日 後前 時 分	月 日 後前 時 分	月 日 後前 時 分	月 日 後前 時 分	月 日 後前 時 分	月 日 後前 時 分	月 日 後前 時 分	月 日 後前 時 分	月 日 後前 時 分	通牒日時	
						徳永	後藤	木川	村山	受信者氏名	
						徳永	後藤	木川	村山	取扱者印	
各殖民地當該官		各廳府縣警察部長		發信先		電報手配		電話通報先		通報日時	
月 日 後前 時 分	月 日 後前 時 分	月 日 後前 時 分	月 日 後前 時 分	月 日 後前 時 分	月 日 後前 時 分	月 日 後前 時 分	月 日 後前 時 分	月 日 後前 時 分	月 日 後前 時 分	氏名	
										取扱者印	
				貴族院委員課 <small>北村</small>		衆議院速記課 <small>鈴木</small>		招務省警務課 <small>自五、二、三一 至五、一、三九番</small>		內閣情報部 <small>省內電話 五四〇番</small>	
								東京都市遞信局 <small>直通電話又ハ 赤坂三六七番</small>		憲兵司令部 <small>警電 一〇〇五番</small>	

八井林三子 孫梅事務局 延慶 長一 延慶 長一

陸情發第五六一號

滿鐵增資ニ關スル記事取締ノ件

昭和十四年八月十九日

陸軍省情報部

内務省圖書課長殿

首題ノ件ニ關シ左記取締方術依頼致候

左記

滿鐵增資及之ニ關聯スル滿洲國國鐵會社鐵ノ經營ニ關スル記事ハ當局  
發表以外一切掲載セサル様

範圍 内地主要日刊紙經濟關係新聞及同雜誌

陸軍



內務省

福山中佐電誌

八月十九日午後二時

滿鉄増資及之ニ關聯スル滿洲國之鉄並ニ  
同社鉄ノ經營ニ關スル記事ハ當局發表以  
外一切掲載セザル様取締相成友

追而範圍ハ<sup>全</sup>其要日刊及經濟新聞、同雜誌

社ニ通達相成採致友

警保局長  
圖書課長  
事務官

東京朝日新聞

昭和四年  
八月  
朝日

# 滿洲國の參加を繞り 滿鐵増資の成行注目 國線の現物出資企圖

佐々木謙蔵閣議は滿洲國に於ける交通の飛躍的發展に對する必要の第三次増資現物出資を構へいよいよ来る五日入京、直に對策事務局、大藏省、シチケート銀行と正式折衝を開始することになった、而して閣議としてはこのほど大村、佐々木正副閣議が新京に赴き重要軍需に滿洲國政府部長と増資案につき相當具體的協議を遂げ増資額に増資方針などについても一應の原案を作成し、これを以て中央部に折衝する期であるが現物出資としては今次の増資案については大藏省、シチケートの各方面において種々な意見が現れることを懸念し、増資金源については相當努力を持たせた

取子を以て交渉を堅持せんとの方策に出でてゐる様である、併しなから今次の増資案が滿洲國以來の滿洲國經濟建設史上に亘る重大意義は増資金源の多寡ではなく、この機會に滿洲國政府が現物出資の積極的姿勢を引受けることにより滿鐵の資本的構成に參加し、滿鐵の經營に強力なる發言權を獲得せんとすることであり、更に又滿洲國政府の經營への資本的參加は國が受託經營中の滿洲國有鐵道を以てこれに當てんとしてゐることが明白となつた

滿洲國以來滿鐵を改組して新事業に展開せしむるやうな企ては所謂新京イデオロギーの基本線に沿つて漸進的に進められ最後には必然なる歸着點として現

つた滿鐵は滿洲國內における唯一の日本法人としてこれを日滿合併組織の滿洲國法人に根本的改組を加へんとする案も新京の一部では盛々議論されて來たことは事實であつた

今次の増資案は滿洲國政府が滿洲國有鐵道を現物出資することによつてこれまでの滿鐵株式會社に對する國有の二元的經營機構を一元的機構に綜合すると共にこれによつて滿洲國政府は滿鐵の國權變更に際しき發言權を樹立せんことを期してゐるものと懸られ、この増資案の成否は滿鐵機構に根本的變遷を與へることになるものとして中央部に於ける折衝の成行は頗る注目されるに至つた

圖書課

區分	受信者名	發信月日時	取扱者名
警視廳電話		月 日 前後 時 分	
各廳府縣電 各殖民地報		月 日 前後 時 分	

發信者名	受信年月日時	處分結果
關東局司政部長	昭和14年8月14日 午前8時30分受	
受信者名	決裁月日時	施行顛末
警保局長	8月14日 午後9時30分決裁	
警保局長		返信月日時 月 日 前後 時 分 電話 取扱者印
圖書課長		
事務官		
理事官		
(電報譯文) (電話聽取書)		
關東局司政部長		
警保局長家		
高檢一九二		

記帳濟 (印)

內務省

本日左ノ通り管下各新聞通信雜誌發行地

所轄警察署長ニ対シ電牒セリ

南滿洲鐵道株式會社ノ増資ニ関シテハ當局発表

以外一切新聞通信雜誌等ニ掲載セサル

様各發行責任者ニ示達相成度

東局司政部長



ハ 六二

カントウグ ンシレイブ ニ〇九 コ五、二九

ケイホキヨクチヨウ 殿

方 檢

コケン一丸ニ(カツ)ミナミマンシウテツド ウカブ シキカイシ

ヤノゾ ウシニカンシテハトウキヨクハツヒ ヨウイガ イ(レ)

、三



コセ、三三 コ

區分	受信者名	發信月日時	取扱者名
警視廳 電話		月 日 前後 時 分	
各廳府縣(電 各殖民地)報		月 日 前後 時 分	

發信者名	受信年月日時	處分結果
陸東局司政部長	昭和14年8月11日 午後6時50分受	
受信者名	決裁月日時	施行顛末
警保局長	月 日 前後 時 分 決裁	
警保局長		返信月日時 月 日 前後 時 分 電話 — 取扱者印 —
圖書課長		
事務官		
理事官		
(電報譯文) (電話聽取書)		
陸東局司政部長		
警保局長		
高檢一九七		

記帳濟 (印)

「本日左通り管下各新聞通信報誌発行地

所轄警察署長ニ知シ電牒セリ」

本月十四日付高橋一九二滿鉄会社の増資に

関する件禁止は之を解除す此旨各新聞通信

報誌発行責任者ニ示産相所度

一六 五五

シンケウ 五五二 コ五、二〇

ケイホキヨクチヨウ 殿

コケン一九七 (カツ) ホンツキ一四ヒツケコケン一九ニマンテツカ  
イシヤノゾ ウシニカンスルケンキンシハ (カシ)、三

コ六、三三 コ



東京通信社  
報通通信社  
要道通信社  
ハ、レ、ラ、カ  
年七月三十一日  
ト、リ、正、通  
達、ハ、ニ、ト

圖書課長

事務官

理事官

八月二十五日

内務省

東京二十社、情報通信社、主要通信社  
大及三社、愛知及福岡各四社

電話指導案

本年四月二十七日電話話ヲ以テ申入置候

蒙疆線ノ政權ニ関スル記事ハ来儿九

日附朝刊ヲ掲載差支無之

進而蒙疆地方之於今新統一政權ノ  
成立促進ニ関スル運動ノ概況並ニ新政  
權發生ノ機運及其ノ樹立準備行  
為ニ関スル記事ハ蒙疆政府ノ檢閲  
ヲ經タルモノニ限リ八月二十七日附朝刊  
ヲ掲載差支無之ニ付為念

内務省

八月二十五日午後三時

陸軍省福山中佐電話

本會四月二十七日差止

蒙疆統一政権之関スル記事ハ九月一日附

朝刊ヨリ記事掲載支障ナレ

但シ八月二十七日ヨリ蒙疆地方ニ於テ新統一

政権ノ成立促進ニ関スル運動ノ概況

並ニ新政権者生ノ機運及其ノ樹立等

内務省

備行為之圖ルニ就事ハ蒙疆政府、横  
圖ヲ經タルモノニ限リ八月二十七日附報刊  
リ掲載又際中ハ新多クハ指導ヲ相成  
度



極秘

昭和十四年八月二三日午後七時五〇分

蒙疆連絡部長官發電信寫

興亞院 政務部長 宛

電報譯文

張家口發電第三一二號

蒙疆新統一政權ニ關シ新聞記事ハ九月一日附朝刊ヨリ記事掲載ヲ解除方取計ヒ相成度、但シ八月二十七日ヨリ當地ニ於テ新統一政權ノ成立ヲ要望シ促進セントスル民衆運動展開セラルル管ナルニ付右運動ノ概況並ニ新政權發生ノ氣運及ビ其ノ樹立準備行爲ニ關シ記事（政府當局ノ發表ニ非ズシテ單ニ新聞社トシテ觀測スル程度ニ留ム）ハ當連絡部ノ支持ニ依ル蒙疆政府當局ノ檢閲ヲ經タルモノニ限り同日附朝刊ヨリ

内閣

掲載ヲ許可スル事ト致度ニ付御諒承相成度、九月一日正午公表スベキ  
連絡部當局談ノ案文ハ追ツテ電報ス

内  
閣

手配票

香川	廣島	石川	新潟	北海道	宮城	福岡	愛知	大阪	警視廳	通電 牒先話	
月 日後前 時分	月 日後前 時分	月 日後前 時分	月 日後前 時分	月 日後前 時分	月 日後前 時分	月 日後前 時分	月 日後前 時分	月 日後前 時分	月 日後前 時分	通 牒 日 時	
										受 信 者 氏 名	
										取 扱 者 印	
各殖民地當該官	各廳府縣警察部長	發信先		電報手配		貴族院委員課 村北	衆議院速記課 木鈴	拓務省警務課	內閣情報部	東京都市遞信局	憲兵司令部
月 日後前 時分	月 日後前 時分	月 日後前 時分	月 日後前 時分	月 日後前 時分	月 日後前 時分	月 日後前 時分	月 日後前 時分	月 日後前 時分	月 日後前 時分	月 日後前 時分	通 報 日 時
											受 信 者 氏 名
											取 扱 者 印

電話通報先	通報日時	受信者氏名	取扱者印
警電 一〇〇五番	8月24日 午後6時37分	坂本	坂本
直通電話又ハ 赤坂三六七番	11月1日 午後4時35分	掛倉	掛倉
省内電話 五四〇番	11月1日 午後6時00分	田中	田中
銀座 至五、一三九番	月 日 時分		
銀座 三八九〇番	月 日 時分		
銀座 四、一三一番	月 日 時分		

蒙疆政府當局談話表

(九月一日正午)

(德王)

(于信卿)

一、政權統合、首席、副首席、選任、時

日

二、蒙古聯合自治政府暫行組織法、內

容

167

圖書

課長

事務官

八月二十五日

(ラモリイ)

北海道ハハ未取

指さす(舟報)

内務省

海軍者馬場文佐電話

理事官

東日世界一週 飛行、着陸場トシテ北海道

根室飛行場ハ降雨、為ノ使用不可能ク付

札幌ノ飛行場ヲ使用セシムルコトトセリ

高東日ハ右変更ノ旨社告ヲ為シタルカ東社

告中降雨、為トアルハ差支ナキモガソリシ

ヲ多量ニ積載セル為着陸不能トアルハ  
飛行場ノ能力ヲ推知セシムルヲ以テ海軍者  
ヨリ直接車日一注意ニ置キテ

更ニ車日ハ近ク北海道收ニ於テ札幌ノ飛  
行場ハ従前、飛行場トハ異ナルヲ見送  
リテ遠慮セシメ度キ旨社先ヲ為ス等

北海道ノ主要日刊社ニ對シ札幌、飛行

内務省

場ヲ使用スル旨ノ記載ハ差支ナキニ  
行場加海軍所屬ノモノ（千歳船行場）  
ナルニトハ一切掲載セザル様為念  
相成度

道府縣  
月 日  
朝刊  
版

東京日日新聞

14. 8. 25

警保局長	
圖書課長	
事務官	

ニツホン

北海道に於る發著地

札幌飛行場に變更

本報世界一周飛行機ニツホンは、航空六萬キロの距離に  
のぼる準備全く成り、いよいよ廿六日午前九時羽田東京  
飛行場で歐州に出発式を行ひ、同十時東京の陸橋を双翼  
に飛び出致します。同日ニツホンは北海道札幌に到着  
翌日根室から一路ノームに向ひ北太平洋横断の途につく  
予定でありましたが、根室飛行場は、数日來の暴雨のた  
めカノリン社が所有する大型機ニツホンの着陸が不  
可能となりましたので、予定をかねて羽田東京飛行場を出  
発し、札幌飛行場に到着、翌廿七日札幌飛行場を再出発し  
根室飛行場上空を飛んで一路ノームに向ふことになりま  
した。なほ根室飛行場に白線を引き、こ  
の地点をニツホンが通過した時、中  
尾機長が正確な時刻を記録し、この  
時刻を根室出發の時刻とします。従つ  
て先きに本社が想像を懸念集めた根室、ノーム間の  
太平洋横断時間の設定も白線通過の時を根室出發  
の時刻としますから御座下さい。

東京日日・大阪毎日新聞社

圖書課



168

合 議 局 號 及 受 送 月

主 管 局 號 及 受 付 日 月

第 號	第 號	第 號	第 號	第 號	第 號	第 號	第 號	第 號
送受	送受	送受	送受	送受	送受	送受	送受	送受
月	月	月	月	月	月	月	月	月
日	日	日	日	日	日	日	日	日

丙

案 起

昭 和 十 四 年 八 月 二 十 七 日

施 行

月

日

主 任



局 長

圖 書 課 長



事 務 官 界

理 事 官



內 務 省 警 保 局 圖 書 課 長

警 視 廳 特 別 高 等 警 察 部 長 殿  
各 廳 府 縣 警 察 部 長 殿

新 聞 記 事 取 締 二 關 又 七 件

內 務 省

日	
第	第
號	號
送受	送受
月	月
日	日

内務省

八月二十八日午前八時ヲ期シ左記事項ヲ

管下各主要日刊社ニ御通達相成度

記

平沼内閣總辭職ニ關スル記事ハ内閣

書記官長發表ノ時刻ヲ期シ記事

掲載差支無之

八 通 話 先 導

中 外	都	國 民	報 知	讀 賣	日 日	朝 日	同 盟	通 話 先
茅 至自 一五 六五 五三	銀 至自 三三 五五 〇〇 九一	銀 至自 五五 五五 五五 九〇	丸 至自 〇〇 五五 六五 一一	京 至自 一一 一一 一一 九〇	丸 至自 〇〇 三三 三三 一一	丸 至自 〇〇 一一 四三 一一	銀 至自 二二 一一 二二 二二 五一	
“ 月 “ 日 後前 /時 〇分	“ 月 “ 日 後前 /時 2分	“ 月 “ 日 後前 /時 3分	“ 月 “ 日 後前 /時 5分	“ 月 “ 日 後前 〇時 5分	“ 月 “ 日 後前 〇時 45分	“ 月 “ 日 後前 〇時 50分	8 月 28 日 後前 /時 5分	通 話 日 時
阿 部	鈴 本	山 田	本 村	荒 井	大 塚	本 村	田 中	受 信 者 名
	道 幸			身 生			取 扱 者 印	

内務省

圖書課長

事務官

理事官

儲蓄



(八月二十八日午前九時四十五分)

内閣書記官長談

本日閣議ニ於テ内閣總辭職ヲ決定

シマシク。ト首相ハ各閣僚ノ辭表ヲ取經

メ之ヲ捧呈シ爲メ只今宮中ニ参内致

スリシ。

圖書課長



事務官

事務官

理事官



八月二十七日

内務省

供



東京、大阪、愛知、福岡各主要日刊非公式電話指導所

某社ヨリ湯淺内府ノ西園寺公訪問豫

測記事掲載差支ナキヤ問合セアリ

スルニ斯ノ如キ記事ニ掲載セザル様回

答ラシニ付御参考ナ

八 社 指 導

通話先	通話日時	受信者名	取扱者印																																																																																
<table border="1"> <tr> <td>中外</td> <td>都</td> <td>國民</td> <td>報知</td> <td>讀賣</td> <td>日日</td> <td>朝日</td> <td>同盟</td> </tr> <tr> <td>至自 一五五 一五六 一五五 一五三</td> <td>至自座 三三五 一一七 〇〇 九一</td> <td>至自座 五五五 五五七 五五九 〇</td> <td>至自ノ 〇〇内 五五二 六五三 一一</td> <td>至自橋 一一五 一一六 一一 九〇</td> <td>至自ノ 〇〇内 三三三 三二二 一一</td> <td>至自ノ 〇〇内 一一二 四三三 一一</td> <td>至自座 二二五 一一七 二二 二二五</td> </tr> </table>	中外	都	國民	報知	讀賣	日日	朝日	同盟	至自 一五五 一五六 一五五 一五三	至自座 三三五 一一七 〇〇 九一	至自座 五五五 五五七 五五九 〇	至自ノ 〇〇内 五五二 六五三 一一	至自橋 一一五 一一六 一一 九〇	至自ノ 〇〇内 三三三 三二二 一一	至自ノ 〇〇内 一一二 四三三 一一	至自座 二二五 一一七 二二 二二五	<table border="1"> <tr> <td>月</td> <td>月</td> <td>月</td> <td>月</td> <td>月</td> <td>月</td> <td>月</td> <td>8月</td> </tr> <tr> <td>日</td> <td>日</td> <td>日</td> <td>日</td> <td>日</td> <td>日</td> <td>日</td> <td>27日</td> </tr> <tr> <td>後前 7時 40分</td> <td>後前 7時 45分</td> <td>後前 7時 42分</td> <td>後前 7時 45分</td> <td>後前 7時 38分</td> <td>後前 7時 40分</td> <td>後前 7時 38分</td> <td>後前 7時 38分</td> </tr> <tr> <td>安部</td> <td>井上</td> <td>佐々木</td> <td>野田</td> <td>大塚</td> <td>長谷部</td> <td>川栗</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>安生</td> <td></td> <td>安生</td> <td>道幸</td> <td></td> <td>塩瀬</td> <td></td> </tr> </table>	月	月	月	月	月	月	月	8月	日	日	日	日	日	日	日	27日	後前 7時 40分	後前 7時 45分	後前 7時 42分	後前 7時 45分	後前 7時 38分	後前 7時 40分	後前 7時 38分	後前 7時 38分	安部	井上	佐々木	野田	大塚	長谷部	川栗			安生		安生	道幸		塩瀬		<table border="1"> <tr> <td>安部</td> <td>井上</td> <td>佐々木</td> <td>野田</td> <td>大塚</td> <td>長谷部</td> <td>川栗</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>安生</td> <td></td> <td>安生</td> <td>道幸</td> <td></td> <td>塩瀬</td> <td></td> </tr> </table>	安部	井上	佐々木	野田	大塚	長谷部	川栗			安生		安生	道幸		塩瀬		<table border="1"> <tr> <td></td> <td>安生</td> <td></td> <td>安生</td> <td>道幸</td> <td></td> <td>塩瀬</td> <td></td> </tr> </table>		安生		安生	道幸		塩瀬	
中外	都	國民	報知	讀賣	日日	朝日	同盟																																																																												
至自 一五五 一五六 一五五 一五三	至自座 三三五 一一七 〇〇 九一	至自座 五五五 五五七 五五九 〇	至自ノ 〇〇内 五五二 六五三 一一	至自橋 一一五 一一六 一一 九〇	至自ノ 〇〇内 三三三 三二二 一一	至自ノ 〇〇内 一一二 四三三 一一	至自座 二二五 一一七 二二 二二五																																																																												
月	月	月	月	月	月	月	8月																																																																												
日	日	日	日	日	日	日	27日																																																																												
後前 7時 40分	後前 7時 45分	後前 7時 42分	後前 7時 45分	後前 7時 38分	後前 7時 40分	後前 7時 38分	後前 7時 38分																																																																												
安部	井上	佐々木	野田	大塚	長谷部	川栗																																																																													
	安生		安生	道幸		塩瀬																																																																													
安部	井上	佐々木	野田	大塚	長谷部	川栗																																																																													
	安生		安生	道幸		塩瀬																																																																													
	安生		安生	道幸		塩瀬																																																																													

# 手配票

香川	廣島	石川	新潟	北海道	宮城	福岡	愛知	大阪	警視廳	電話先話
月 日後前 時 分	月 日後前 時 分	月 日後前 時 分	月 日後前 時 分	月 日後前 時 分	月 日後前 時 分	月 日後前 時 分	月 日後前 時 分	月 日後前 時 分	月 日後前 時 分	通牒日時
						楊	信	折口	坂	受信者氏名
						ノ	幸	坂	坂	取扱者印
各殖民地當該官		各廳府縣警察部長		發信先		電報手配		憲兵司令部		電話通報先
月 日後前 時 分		發信日時		取扱者印		貴族院委員課 <small>北村 銀座 四一三一番</small>		衆議院速記課 <small>鈴木 銀座 三八九〇番</small>		拓務省警務課 <small>銀座 自五、一三一至五、一三九番</small>
						內閣情報部 <small>省內電話 五四〇番</small>		東京都市遞信局 <small>直通電話又ハ 赤坂三六七番</small>		警電 一、〇〇五番
						月 日後前 時 分		月 日後前 時 分		通報日時
										受信者氏名
										取扱者印

圖書課長

事務官

理事官

八月三日

供覽

東京至要白刊(一)社那公式電法指導案

某社より揚場内府二明三九日首相

参内後同日夕参内之際下ニ揮

謁ヲ賜ハルヤ、件ニ関シ記事

掲載差支ナキヤ同合セアリタル



内 承 省

天斯 一 如 亦 記 事 一 摺 裁 也 廿 二

抄 目 各 二 夕 二 付 道 考 考

抄 所 以 記 載 因 此 亦 記 事 一 摺 裁 也 廿 二

抄 所 以 記 載 因 此 亦 記 事 一 摺 裁 也 廿 二

抄 所 以 記 載 因 此 亦 記 事 一 摺 裁 也 廿 二

抄 所 以 記 載 因 此 亦 記 事 一 摺 裁 也 廿 二

抄 所 以 記 載 因 此 亦 記 事 一 摺 裁 也 廿 二

310 70

八 社 指 導

通話先	通話日	受信者名	取扱者印	同盟	朝日	日日	讀賣	報知	國民	都	中外
銀座二二五七 二二五 一一七	丸の内一四三三 一一	丸の内三三三 一一	京橋一一六 一一九〇	丸の内五五二 六五三 一一	銀座五五七 五五九〇	銀座五五七 五五九〇	丸の内五五二 六五三 一一	丸の内五五二 六五三 一一	丸の内五五二 六五三 一一	丸の内五五二 六五三 一一	丸の内五五二 六五三 一一
8月27日 後前 11時50分	8月27日 後前 11時50分	丸の内三三三 一一	丸の内三三三 一一	丸の内三三三 一一	丸の内三三三 一一	丸の内三三三 一一	丸の内三三三 一一	丸の内三三三 一一	丸の内三三三 一一	丸の内三三三 一一	丸の内三三三 一一
丸の内三三三 一一	丸の内三三三 一一	丸の内三三三 一一	丸の内三三三 一一	丸の内三三三 一一	丸の内三三三 一一	丸の内三三三 一一	丸の内三三三 一一	丸の内三三三 一一	丸の内三三三 一一	丸の内三三三 一一	丸の内三三三 一一
丸の内三三三 一一	丸の内三三三 一一	丸の内三三三 一一	丸の内三三三 一一	丸の内三三三 一一	丸の内三三三 一一	丸の内三三三 一一	丸の内三三三 一一	丸の内三三三 一一	丸の内三三三 一一	丸の内三三三 一一	丸の内三三三 一一

安生

圖書課長

事務官

理事官

八月二十八日

(Circular stamp)

供覽

(Circular stamp)

東京至要日刊(一)社非公式

愛読指導系

某社より勅送議矣、補充ニ関シ内閣公及

内閣関係職員ノ肩書及氏名ヲ摺付差

支ナキヤ、同合セアリトモ、斯ノ如キ

支十々々一箇  
祀事... 搦義七ガ山折 回答ニ夕山ニ付

道参考

神代卷ノ中ニ...

圖書

四ノ...

八  
指  
導

中外	都	國民	報知	讀賣	日日	朝日	同盟	進話先
至自 一六 五五六 五五 三一	至自 三五 五五 〇〇 九一	至自 五五 五五 五五 九〇	至自 〇〇 五五 六五 一一	至自 一一 一一 一一 九〇	至自 〇〇 三三 三三 一一	至自 〇〇 一一 四三 一一	至自 二二 一一 二二 五一	話 先
〃 月 〃 日 後前 二時 五分	〃 月 〃 日 後前 二時 五分	〃 月 〃 日 後前 二時 五分	〃 月 〃 日 後前 二時 五分	〃 月 〃 日 後前 時 分	〃 月 〃 日 後前 二時 十分	〃 月 〃 日 後前 時 分	〃 月 〃 日 後前 時 分	通話日 時
安 倍	鈴木 本	佐 木	王 利	/	加 敏	/	/	受信者名
								取扱者印

圖書課長

八月二十八日

事務官

理事官

東京、大阪、愛知、福岡各社  
理事官 指導案

平沼内閣總辭職ノ理由ニ付テハ政府發表ノ

趣旨ニ則リ記事編輯相成度

愛知(北村) 五分


大阪(松浦) 一分五分

愛知(小本) 四分

福岡(吉田) 三分

速官為 一分五分 (上村)

八 心 指 導

中 外	都	國 民	報 知	讀 賣	日 日	朝 日	同 盟	進 話 先	通 話 日 時	受 信 者 名	取 扱 者 印
茅場 至自 一五六 五五三 三一	銀座 至自 三三五 一一七 〇〇九 一	銀座 至自 五五五 五五七 五五九 〇	丸の内 至自 〇〇五 五五二 六五三 一一	京橋 至自 一一五 一一六 一一九 〇	丸の内 至自 〇〇三 三三二 三二三 一一	丸の内 至自 〇〇一 一一二 四三三 一一	銀座 至自 二二五 一一七 三二五 一		八月廿八日 後前 〇時 〇分	七 草	均 也
〃 月 〃 日 後前 〇時 〇分	〃 月 〃 日 後前 〇時 〇分	〃 月 〃 日 後前 〇時 〇分	〃 月 〃 日 後前 〇時 〇分	〃 月 〃 日 後前 〇時 〇分	〃 月 〃 日 後前 〇時 〇分	〃 月 〃 日 後前 〇時 〇分	〃 月 〃 日 後前 〇時 〇分		〃 月 〃 日 後前 〇時 〇分	立 川	界 辰
										伊 東	日 子
										井 上	
										吉 田	〃
										万 年	中 西
										中 島	野 辰
										木 村	西 李

平沼内閣總理大臣談

不肖癡に大命を拜し内閣董督の重任に當りて以來、日夜聖旨を奉體して閣僚と協力し、一意専心、時艱を克服して東亞の新秩序を建設し、以て聖戰の目的達成に邁進して参つたのであります。而して外交は建國の皇體に則り、道義を基礎として世界の平和と文化とに寄與するを第一義とし、此の方針の下に對歐政策を考慮し、屢次之を閣下に奉聞し來つたのであります。然るに今回締結せられたる獨蘇不可侵條約に依り、歐洲の天地は複雑怪奇なる新情勢を生じたので、我が方は之に鑑み從來準備し來つた政策は之を打切り、更に別途の政策樹立を必要とするに至りました。是は明かに不肖が屢次奉聞したる所を變更し、再び聖慮を煩はし奉ることとなりましたので、輔弼の重責に願み、洵



に畏懼に堪へませぬ。臣子の分として此の上現職に留りますことは、  
聖恩に狎るゝの惧があります。猶ほ國內の體制を整へ、外交の機軸を  
改め、此の非常時局を突破せんとするに當つては局面を轉換し、人心  
を一新するを以て刻下の急務と信ずるものであります。  
以上の理由により本日閣下に伏し、謹みて骸骨を乞ひ奉つた次第であ  
ります。

以上閣議の自由報告は概して終了いたしました。御下りしたる次第  
は、閣議の進行に依り、一先本日の閣議を終了し、閣議の進行中を御報告し、  
本日は閣議を終了し、閣議の進行中を御報告し、

リ

リ

172

圖書課長

事務官

八月廿八日

内務省

理事官

圖書

東京八社班公文電話指導立案

新内閣ニ対シ大命降下ニ至ル経緯ニ

関シテハ大権私議ニ且ルガ如キ記事

掲載ヲ為サザル様記事編輯上御

注意相成度

總辭職経緯記事取扱指導

八 九 指 導

通話先	通話日時	受信者名	取扱者印
同盟 銀座 至自座 二二五 一一七 一一七 二二五	8月 28日 後前 2時30分	小栗	塩瀬
朝日 丸の内 至自ノ 〇〇内 一一二 四三三 一一一	〃月 〃日 後前 2時30分	木村	西本
日日 丸の内 至自ノ 〇〇内 三三二 三二二 一一一	〃月 〃日 後前 2時30分	原系	野尻
讀賣 京橋 至自座 一一五 一一六 一一一 九〇	〃月 〃日 後前 2時34分	長坂	中西
報知 丸の内 至自ノ 〇〇内 五五二 六五三 一一一	〃月 〃日 後前 2時40分	田中	〃
國民 銀座 至自座 五五五 五五七 五五九 九〇	〃月 〃日 後前 2時40分	白藤	岡
都 銀座 至自座 三三五 一一七 〇〇〇 九一	〃月 〃日 後前 2時45分	伊藤	日高
中外 茅場 至自座 一一六 五五六 五五三 三一	〃月 〃日 後前 2時45分	立川	野尻

内務省

八月卅日

圖書課長

陸軍省情報部福山中修人連絡局

事務官

理事官

(東京大改、愛知、福岡、電話連絡)  
全國主要日刊社電話指導案

本月二十八日記事編輯上注意方申

入置後國民黨全國代表大會

開催ニ関スル記事ハ正精衛側ノ